

専決処分第7号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年5月17日

高根沢町長 神林秀治

- 1 損害賠償の額 58,850円
- 2 損害賠償の相手方 個人
- 3 事故の概要 令和5年9月22日午後4時30分頃、高根沢町大字宝積寺地内において、税務課職員の運転していた公用車（宇都宮580は8100）が左折しようとしたところ、相手方自宅の置き石に接触し、当該置き石を破損した。
その破損に対して損害賠償をする。